

国立成育医療センターにおける公的研究費不正使用防止計画

機関内の責任の明確化

不正発生要因	これまでの取組及び不正防止計画
研究費の運営・管理に関する責任者と権限の明確化。	総長を最高管理責任者とするなど、研究費を適正に運営及び管理するための責任者と権限を明確化する。
人事異動等による責任者の交替により後任者が十分な認識を有していない。	責任者の交代時においては、十分な引き継ぎを行うとともに、担当部署による説明を行う。
時間の経過により認識が低下する。	センターのホームページにおいて、関係規程等を公開する。

適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	これまでの取組及び不正防止計画
研究費の使用ルールとその運用が乖離する。	研究者、事務職員を対象としたアンケート調査、ヒアリング等を年1回以上実施しルールの運用実態の把握に努める。 使用ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じてルール変更等も含めた対策を講じる。
使用ルールについて誤った運用が行われる。	ルールのマニュアル化により適切なルールの運用を促進する。 使用ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口において対応することにより誤った運用を事前に防止する。
コンプライアンスに対する関係者の意識が低下する。	関係者の意識向上等を目的とした説明会を年1回以上実施する。

研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	これまでの取組及び不正防止計画
<p>予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。</p>	<p>予算執行状況調を定期的に作成し、予算執行状況を把握するとともに、計画との大幅な乖離等有る場合は是正の指導をすることにより年間を通じたバランスある予算執行を実現する。</p>
<p>カラ出張、旅行日程の水増し、日程の捏造、航空券の不当取り扱い等の不正が発生する。</p>	<p>出張する職員に出張内申書を提出させ、命令権者が旅行の内容、出張先、相手方、出張期間、支給旅費及びこれらの関連等を精査する。また、出張内申が提出されない場合は旅行命令等を発しない。</p> <p>命令による出張を完了した職員には出張復命書を提出させ、命令権者が出張内申書や他の提出資料等との関係を点検、確認する。なお、用務を達成したことを証明する資料等との関係を点検、確認する。なお、用務を達成したことを証明する資料等が添付されていない等の不備がある場合は不備の是正を求める。また、理由なく出張後に出張復命書が提出されない場合は、以後、当該出張者の旅行命令等を発しないことが出来る。</p>
<p>非常勤雇用者の出勤簿の改ざん、カラ雇用等が発生する。</p>	<p>非常勤職員を雇用する場合は、写真を添付した履歴書を提出させるとともに、執務初日等に本人確認及び勤務場所の確認を行う。賃金支給については、各研究者が出勤状況を確認するとともに、賃金支払日に本人に直接支給若しくは振込による処理とする。</p> <p>非常勤雇用者の勤務実態を把握するため事務局担当者が不定期に非常勤雇用者の執務場所へ行き、勤務確認を行う。</p>
<p>会議費の支出において研究遂行に必要なでない飲食が行われる。</p>	<p>「研究費事務処理マニュアル」に基づき、会議の確認書類を提出させ当該支出の妥当性をチェックする。また、実施後会議等開催報告書を提出させる。なお、業者からの請求書等には飲食の内容等を明確に記載させる。</p>
<p>原稿執筆や校閲謝金において、割り増し請求や既に発表済みの論文等への謝金請求が行われる。</p>	<p>原稿執筆、校正、校閲、翻訳等枚数単価で依頼する場合は、予定枚数等を事前に提出させ、完了した際には依頼原本及び成果物を確認し、一定期間保管する。</p>
<p>納品検査を行う職員の役割等が不明確となり納品の事実が確認できず、架空納品により業者への預け金が発生</p>	<p>納品検収体制に基づき、納品検収を行う。なお、不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等の処分を行う。</p>

情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	これまでの取組及び不正防止計画
不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査部門関係者以外に漏洩してはならない旨、規程に定め、該当の規程をホームページ等で公開する。
行動規範や使用ルールに関する理解が不足する。	<p>研究者、事務職員を対象としたアンケート調査、ヒアリング等を年1回以上実施し行動規範や使用ルールの理解度を把握する。理解度が十分でない場合は、説明会や研修会による啓蒙活動を強化する等の対策を講じる。</p> <p>行動規範のポスター等をセンター内に掲示することにより、その浸透に努める。</p>

モニタリングの在り方

不正発生要因	これまでの取組及び不正防止計画
国等の制度変更により、整備した公的研究費の管理・監査体制及び不正防止計画が適切なものでなくなる。	担当部署において、管理・監査体制や不正防止計画の適正性を年1回以上確認し必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものにする。